

特定非営利活動促進法〈改正のご案内〉



N P O

平成28年(2016年)6月、
特定非営利活動促進法が改正されました。

2017.4.1 START

情報提供の拡大については2016.6.7 START

貸借対照表の公告については2018.10.1(仮定) START

目次

1. 事業報告書等の備置期間が延長されます。…………… 1 p
2. 認証申請時の添付書類の縦覧期間が短縮されます。… 3 p
3. 内閣府NPO法人ポータルサイトにおける情報提供の拡大 … 3 p
4. 貸借対照表の公告が必要になります。… 4 p
注:定款変更
- 参考-1 モデル定款(公告の方法)…………… 11 p
- 参考-2 貸借対照表の公告の方法～電子公告について～ 13 p

1. 事業報告書等の備置期間が 延長されます。

○NPO法人が事業報告書等を事務所に備え置く期間が、
「約3年間」から「約5年間」に延長されます。
[法第28条関係]

所轄轄庁で閲覧・謄写ができる書類も、過去5年間に提出された書類となります。
[法第30条関係]

□ 施行日

平成29年(2017年)4月1日

□ 対象書類 [法第28条第1項]

- 前事業年度の事業報告書
- 活動計算書
- 貸借対照表
- 財産目録
- 年間役員名簿
- 社員名簿(前事業年度末日における社員のうち10人以上の者の氏名等を記載した書類)

□ 適用

- 平成 29 年(2017 年)4 月 1 日以降に開始する事業年度に関する書類から適用になります。[平成 28 年改正法附則第 3 条]
- 備置期間は、作成の日から起算して 5 年を経過した日を含む事業年度の末日までの間です。

【 例 1 】

4 月～3 月を事業年度とする法人が、平成 29 年(2017 年)度の事業報告書等を平成 30 年(2018 年)6 月 1 日に作成した場合、平成 36 年(2024 年)3 月 31 日まで備え置く必要があります。

【 例 2 】

1 月～12 月を事業年度とする法人が、平成 30 年(2018 年)度の事業報告書等を平成 31 年(2019 年)3 月 1 日に作成した場合、平成 36 年(2024 年)12 月 31 日まで備え置く必要があります。

平成 29 年(2017 年)3 月 31 日以前に開始する事業年度に関する書類の備置期間は、従前のまま約 3 年間です。(翌々事業年度の末日までの間) [平成 28 年改正法附則第 3 条]



2. 認証申請時等の添付書類の

縦覧期間が短縮されます。

○所轄庁が行う認証申請時等に行う添付書類の縦覧期間が、
現行の「2か月間」から「1か月間」に短縮されます。

[法第10条第2項関係]

申請書類の軽微な不備の補正期間も、現行の「1か月間」から「2週間」に短縮されます。[法第10条第3項関係]

施行日

平成29年(2017年)4月1日

対象の認証申請

- 設立認証の申請 [法第10条第2項]
- 定款変更の申請 [法第25条第5項]
- 合併の認証の申請 [法第34条第5項]

3. 内閣府NPO法人ポータルサイトにおける

情報提供の拡大

NPO法人は、NPO法人の信頼性の更なる向上を図るため、内閣府NPO法人ポータルサイトにおいて積極的な情報の公表に努めるようお願いします。[法第72条第2項関係]

施行日

平成28年(2016年)6月7日

その他

利用手続き等は内閣府ポータルサイトに掲載してありますので、ご覧ください。

<https://www.npo-homepage.go.jp/news/160901news-npo-info>

4. 貸借対照表の公告が必要になります。

- 毎年度、貸借対照表の公告が必要となり、
資産総額の変更登記が不要となります。
(下の「注意」をご覧ください)

- 貸借対照表の公告について、
現行の定款で定めている方法と異なる方法を選択する場合は、
定款の変更が必要になります。
[法第 28 条の 2 関係]

現行の定款で公告の方法を官報掲載と定めている場合(※)、定款変更をしなければ貸借対照表を官報で公告しなければなりません。(官報掲載は有料です。)

□ 施行日

公布の日(平成 28 年(2016 年)6 月 7 日)から起算して 2 年 6 月を超えない範囲内において政令で定める日となっており、この資料では平成 30 年(2018 年)10 月 1 日を仮定の施行日とします。[平成 28 年改正法附則第 1 条第 2 号]

注 意

【 資産総額の変更登記について 】

○資産の総額の変更登記は、組合等登記令の当該条項が改正されるまでは、必要です。(改正は平成 30 年(2018 年)10 月 1 日が見込まれていますが、詳細は未定です。)

○資産の総額の変更登記の期限が、平成 28 年(2016 年)4 月 1 日以降に開始する事業年度から、毎会計年度終了後「2 か月以内」から「3 か月以内」になります。(平成 28 年(2016 年)11 月 11 日政令第 349 号)

登記については、法務局へお問い合わせください。

□ 貸借対照表の公告の方法

次の4つから選択してください。

- ① 官報 [法第28条の2第1項第1号]
 - ・ 1度の掲載でよい
 - ・ 要旨(※)を公告することで足りる [法第28条の2第2項]
 - ・ 有料
- ② 日刊新聞紙等 [法第28条の2第1項第2号]
 - ・ 1度の掲載でよい
 - ・ 要旨(※)を公告することで足りる [法第28条の2第2項]
 - ・ 有料
- ③ 電子公告 (法人のホームページ等のインターネット上のウェブサイト)
[法第28条の2第1項第3号、内閣府令で定める法規第3条の2第1項]
 - ・ 約5年間継続で掲載 [法第28条の2第4項]
 - └ 「貸借対照表の公告の方法～電子公告について～」(13～14頁)を参照してください。
- ④ 法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示 (主たる事務所の掲示場や入り口付近など) [法第28条の2第1項第4号、内閣府令で定める法規第3条の2第2項]
 - ・ 公告の開始後1年間 [内閣府令で定める法規第3条の2第3項]

※要旨とは、掲載金額の単位については「千円」とするなど、適切な単位をもって公告するものをいいます。掲載科目の範囲については、各法人の事業活動の内容、規模、財務状況等の具体的な事情に応じて、各法人ごとに重要な項目に適切に区分し、それぞれの合計額を掲載した事項を公告するものをいいます。

□ 定款変更

上記②～④を選択する場合は、定款の変更が必要です。(①の場合も定款変更が必要な場合があります。)

公告の方法が、現行の定款で定めている公告の方法と異なる場合は定款変更が必要です。現行の定款をご確認ください。

- 「モデル定款 (公告の方法)」(11～12頁)を参照してください。
- 定款変更は総会の議決事項です。[法第25条第1項]
- 所轄庁への届出等については「NPO法人設立・運営の手引き」(※)でご確認ください。※県のホームページに掲載しています。「島根県 NPO法人設立・運営の手引き」で検索してください。

□ 貸借対照表の公告の適用

平成 30 年(2018 年)10 月 1 日(仮定)以降に作成する貸借対照表から、作成後遅滞なく、公告が必要です。[法第 28 条の 2 第 1 項、平成 28 年改正法附則第 4 条第 1 項]

ただし、

平成 30 年(2018 年)9 月 30 日(仮定)までに作成した貸借対照表のうち直近のものについても、公告する必要があります。

この場合、公告のタイミングは次の①か②のどちらかを選択してください。

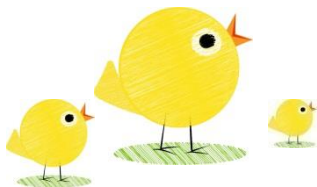
- ① 平成 30 年(2018 年)9 月 30 日(仮定)までに、公告する。

[平成 28 年改正法附則第 4 条第 3 項]

- ② 平成 30 年(2018 年)10 月 1 日(仮定)以降に、遅滞なく公告する。

[平成 28 年改正法附則第 4 条第 2 項]

貸借対照表の公告は、
定款で定めた方法により行っていただく必要がありますので、
現在定款で定めている公告方法を変更する場合は
(定款変更する場合は)、
①もしくは②の公告までに行ってください。



□ 定款変更を行った場合における貸借対照表の公告について

以下は、平成 29 年（2017 年）4 月 1 日から平成 31 年（2019 年）3 月 31 日までの期間における定款変更、貸借対照表の作成と公告についての例です。

【例 1】

事業年度は 4 月～3 月で、次のように貸借対照表の作成と定款変更を行う場合（定款変更が直近のもの作成の後の場合）

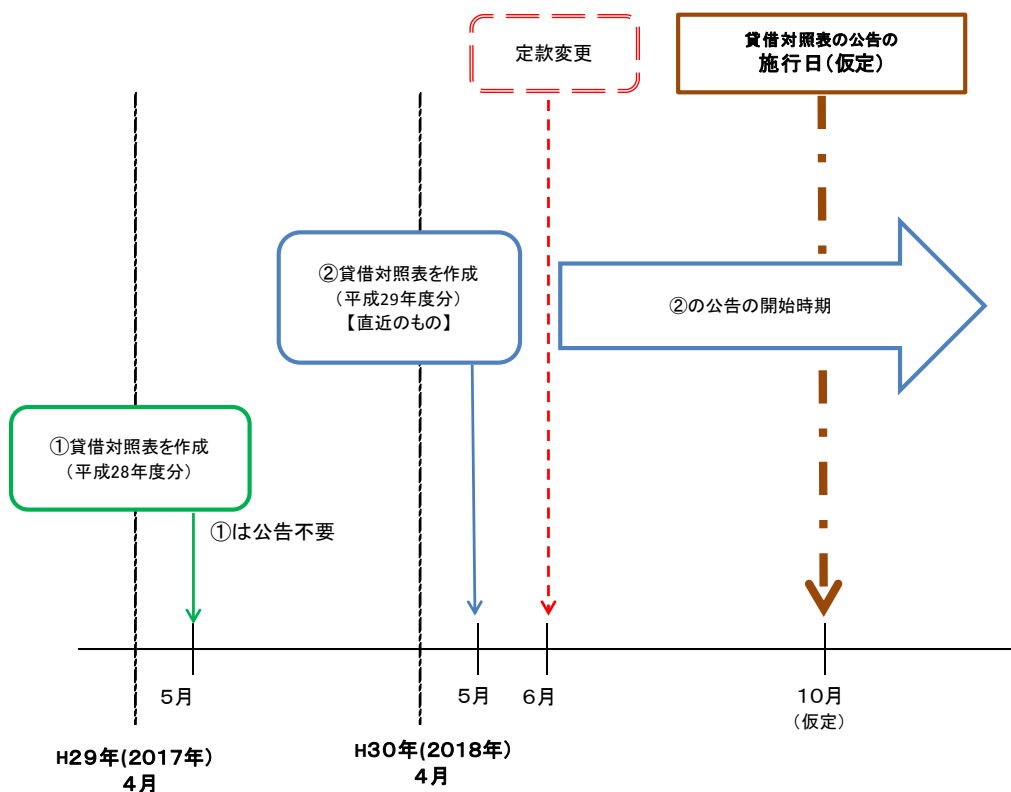
- ・平成 29 年（2017）年 5 月 1 日に、貸借対照表を作成（平成 28 年（2016 年）度分）…①
- ・平成 30 年（2018）年 5 月 1 日に、貸借対照表を作成（平成 29 年（2017 年）度分）…②
直近のもの
- ・平成 30 年（2018）年 6 月 1 日に、定款変更（貸借対照表の公告の方法を定款に規定）

〈貸借対照表の公告〉

○ 直近のものである②を公告する必要があります。

公告開始時期は、「定款変更日から平成 30 年（2018 年）9 月 30 日（仮定）まで」もしくは「平成 30 年（2018 年）10 月 1 日（仮定）以降遅滞なく」のどちらかを選択してください。

○ ①については、公告は不要です。





【例2】

事業年度は4月～3月で、次のように貸借対照表の作成と定款変更を行う場合（定款変更が直近のもの作成より前の場合）

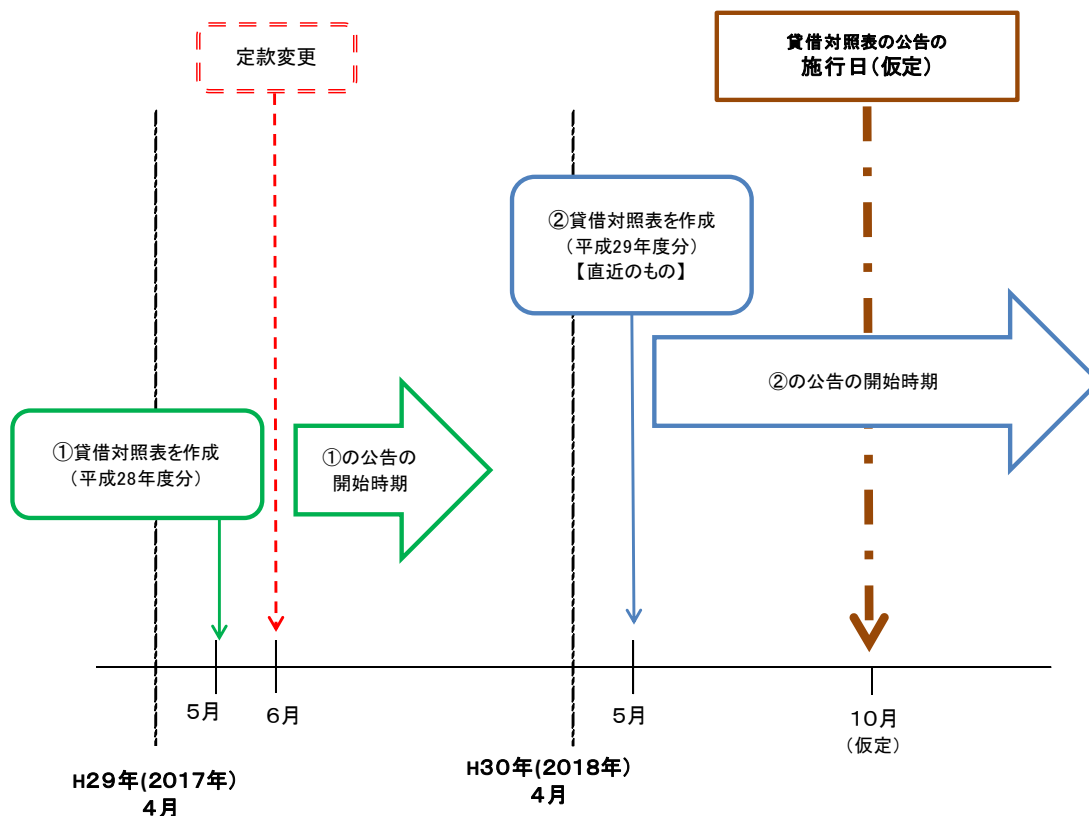
- ・平成29年(2017)年5月1日に、貸借対照表を作成（平成28年(2016)年度分）…①
 - ・平成29年(2017)年6月1日に、定款変更（貸借対照表の公告の方法を定款に規定）
 - ・平成30年(2018)年5月1日に、貸借対照表を作成（平成29年(2017)年度分）…②
- 直近のもの

〈貸借対照表の公告〉

○ 直近のものである②を公告する必要があります。

公告開始時期は、「②の貸借対照表の作成日から平成30年(2018)年9月30日(仮定)まで」もしくは「平成30年(2018)年10月1日(仮定)以降遅滞なく」のどちらかを選択してください。

○ ①については、定款変更日以降、遅滞なく公告する必要があります。



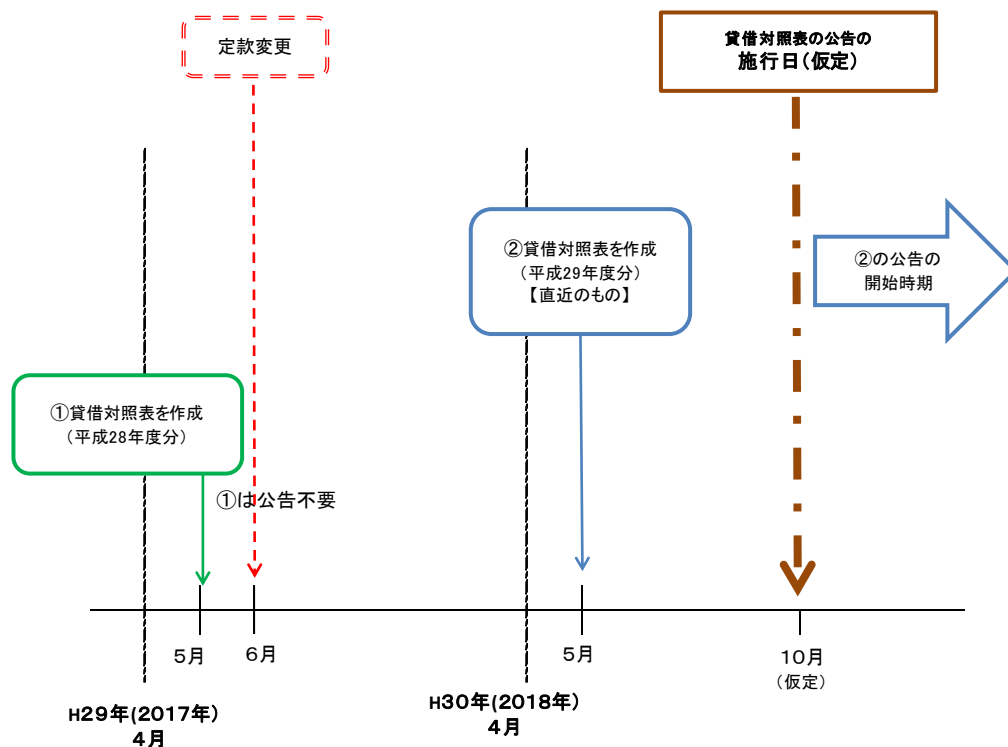
【例3】

事業年度は4月～3月で、次のように貸借対照表を作成と定款変更を行う場合（定款変更が直近のものを作成より前で（例1に同じ）、定款の附則に貸借対照表の公告の効力を規定する場合）

- ・平成29年（2017）年5月1日に、貸借対照表を作成（平成28年（2016年）度分）…①
- ・平成29年（2017）年6月1日に、定款変更（貸借対照表の公告の方法を定款に規定）
※定款の附則で、貸借対照表の公告は平成30年（2018年）10月1日以降効力を有すると規定
- ・平成30年（2018）年5月1日に、貸借対照表を作成（平成29年（2017年）度分）…②
直近のもの

〈 貸借対照表の公告 〉

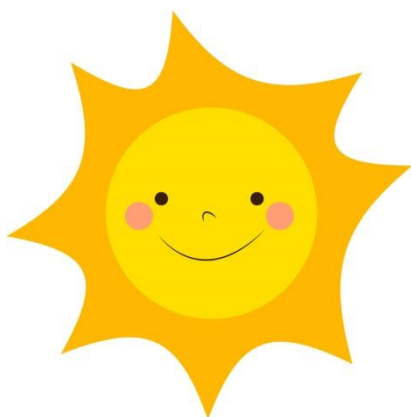
- 直近のものである②を公告する必要があります。
公告開始時期は、平成30年（2018年）10月1日（仮定）以降遅滞ない範囲です。
- ①については、定款上、公告の効力が平成30年（2018年）10月1日以降の為、公告は不要です。



注 意

現在の定款で公告方法を官報とし、直近の貸借対照表の公告までに定款変更をしない場合は、直近の事業年度の貸借対照表を平成30年(2018年)10月1日(仮定)以降、遅滞なく官報で公告しなければなりません。(官報掲載は有料です。)

貸借対照表は、毎年度、NPO法人が所轄庁に提出しており、所轄庁により内閣府ポータルサイトに掲示されていますが、これとは別に、法人自らが貸借対照表の公告を行う必要があります。



参考－1

モデル定款（「公告の方法」の条項）

公告の方法についての定款例です。貸借対照表の公告の方法は4つあります。どの方法を選択するかによって定款への記載が変わりますので、参考にしてください。

（公告の方法） 第〇条

| 貸借対照表の 公告方法※ | 【 記 載 例 】 |
|-----------------------|--|
| ① 官報 | この法人の公告は、官報に掲載して行う。 |
| ② 日刊新聞紙 | この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告及び法第35条第2項に規定する合併の認証後の異議の申し出の公告については、〇〇県において発行する〇〇新聞に掲載して行う。 |
| ③ 電子公告 | <p>【記載例1：法人のホームページを選択する場合】</p> <p>この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告及び法第35条第2項に規定する合併の認証後の異議の申し出の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。</p> |
| | <p>【記載例2：法人のホームページを選択し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合の公告方法を定める場合】</p> <p>この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告及び法第35条第2項に規定する合併の認証後の異議の申し出の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。なお、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、〇〇県において発行する〇〇新聞に掲載して行う。</p> |
| ④ 法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所 | この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告及び法第35条第2項に規定する合併の認証後の異議の申し出の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。 |

※公告の義務はあるが官報での公告は義務づけられていない「合併の認証後の異議の申し出」の公告も同様。

□ 公告の義務

次の4つについて公告の義務があります。①解散にかかる債権の申出の公告 [法第31条の10第1項及び同条第4項]②破産手続き開始申立の公告[法第31条の12第1項及び同条4項]③合併の認証後の異議の申し出の公告 [法第35条第2項] ④貸借対照表の公告 [法第28条の2関係]。このうち、①と②については、官報での公告が義務づけられています。

□ 複数の手段を選択する場合

複数の手段を選択することは可能ですが、下線部を「又は」とするような選択的に方法を定めることは、定款を見ただけでは公告方法を確定できないので、相応しくありません。

【記載例】

- ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行うとともに、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。
- × ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載又はこの法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

□ 電子公告 その1

電子公告の方法を選択する場合は、「この法人のホームページに掲載する」など具体的に記載してください。なお、URLまで定款に記載する必要はありません。
電子公告については、『貸借対照表の公告の方法～電子公告について～』を参照してください。

□ 電子公告 その2

事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法として、官報又は日刊新聞紙のいずれかを定めることができますが、掲示場は定めることができません。[法第28条の2第3項]

□ 附則での効力の規定（平成30年（2018年）9月30日（仮定）までに定款を作成又は変更する場合）

公告については附則で効力を規定することができます。
効力を規定しない場合は、定款変更後遅滞なく、貸借対照表を定款で定めた方法で公告する必要があります。

【記載例】

- 附則 この定款は、平成〇〇年〇月〇日一部改正施行する。
なお、第〇条第〇項の規定は、平成30年10月1日以降効力を有する。

参考-2

貸借対照表の公告の方法

～ 電子公告について～

電子公告とは

- 電子公告とは、インターネット上のウェブサイト公告事項を掲載することを言います。
- 当該ウェブサイトは、NPO法人自身が管理運営するものでもよいし、第三者が管理運営するものであって当該NPO法人が直接掲載するものや第三者に委託して掲載するものであってもかまいません。

掲載については

- 掲載については「不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く」[法第28条の2第1項第3号] ことが必要ですので、判断に当たっては、例えば無料で、かつ事前にパスワード等を入力することなしに閲覧できる状態にあるか、法定公告期間中継続して掲載することが可能か、などを踏まえる必要があります。
- SNSをはじめインターネットを利用して情報発信できるサービスが増えていますが、提供されるサービスの内容や利用規約はそれぞれ異なっています。電子公告にあたっては、個々のサービスごとにその内容等を踏まえて掲載場所としてふさわしいかどうかを判断してください。
- 例えば、あるNPO法人がLINEのトークに貸借対照表を投稿した場合、他の人がその貸借対照表を閲覧するには、サービスを利用するために登録行為をしなければなりません。これは、「事前に登録したパスワード等を入力することなしに閲覧できる状態」とは言えませんが、LINEは電子公告の方法としてふさわしくないと考えられます。

POINT

不特定多数の人が見ることができ、かつ、見つけやすいこと

[法第28条の2第1項第3号、内閣府令による法規則第3条の2第2項]

- ファイル名は「平成〇〇年度貸借対照表」といったわかりやすい名称にする。
- 見つけやすい場所に掲載する。
- × 閲覧にあたってパスワードが必要
- × 閲覧にあたって登録が必要

5年間、継続して公告すること [法第28条の2第4項]

電子公告は、貸借対照表の作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、継続して公告しなければなりません。

例えば、4～3月を事業年度とする法人が、平成30年(2018年)度の貸借対照表を平成31年(2019年)6月1日に作成した場合、平成37年(2015年)3月31日まで継続して公告する必要があります。

【公告が中断された場合】 [法第28条の2第5項]

公告の中断が生じた場合において、次のいずれにも該当するときは、その公告の中断は、公告効力に影響を及ぼしません。

- 中断が生じることにつき法人に善意かつ重大な過失がない又は
正当な理由があること
- 中断時間の合計が公告期間の10分の1を超えないこと
- 法人が中断を知った後、速やかにその旨等を追加で公告すること

**NPO 改正法などについては、
内閣府 NPO ホームページをご覧ください。**

<https://www.npo-homepage.go.jp/>

平成 29 年（2017 年）2 月

島根県 環境生活部 環境生活総務課 NPO 活動推進室

住所 〒690-8501 島根県松江市殿町 1 番地



電話 0852-22-5096 FAX 0852-22-5636

メールアドレス npo@pref.shimane.lg.jp